

女性デジタル人材育成及び就労支援業務に係る事業者募集要項

1 委託業務の内容

- (1) 件名
女性デジタル人材育成及び就労支援業務
- (2) 委託内容
仕様書のとおり

2 参加資格

本業務への応募者は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすものとします。

なお、複数の法人からの共同提案の申し込みを妨げるものではありませんが、この場合は全ての法人について当該要件を満たすことが必要となります。

※ 共同提案の申し込みを行う場合は、あらかじめ1法人を代表者と定め、その代表者が申込及び事業に必要な諸手続きを行ってください。

※ 1法人が重複して2件以上の共同提案の申し込みを行うことはできません。

※ 複数の法人が共同提案を行う場合、構成事業者はコンソーシアム協定書を締結し、本市にその写しを1部提出してください。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあつては、参加申請時において、入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 個人情報の取扱いについては、適正な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないもの。

3 応募手続

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1） 1部
必要事項を記載し、提出してください。また、連絡先については、実務担当者を記載してください。
 - イ 企画提案書（任意様式） 9部
用紙サイズはA4（ただし、A3判の用紙をA4サイズに折り込むことは可）とし、以下の内容を明記してください。
 - (ア) 企画提案内容
本業務の企画についての提案を具体的に記入してください。
※ 事業の講師等について、選定に当たっての考え方及び候補者の経歴や資格を挙げてください。
 - (イ) 業務実施計画
 - (ウ) 業務実施体制
 - ウ 団体概要書（様式2） 9部
 - エ 見積書及び経費内訳書（任意様式） 9部
見積書には、住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号、氏名（法人にあつては名称、代表者名及び担当者名）及び連絡先を記入してください。また、経費内訳書において、積算根拠を詳細に明示してください。

(2) 提出期限

ア 参加申込書

令和7年8月14日（木）午後5時厳守

イ その他提出書類

令和7年8月29日（金）午後5時厳守

(3) 提出方法

ア 参加申込書

電子メール、郵送又は持参により「(6) 応募・問合せ先」に提出

イ その他提出書類

郵送又は持参により「(6) 応募・問合せ先」に提出（郵送の場合は簡易書留に限ります。）

(4) 質疑及び回答

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。なお、評価基準に係る質問事項にはお答えしません。

ア 質疑の資格

本要項中「2 参加資格」を満たす者としします。

イ 質疑の方法

質問書（様式自由）。電子メールで送信してください。（メール件名に「女性デジタル人材育成及び就労支援企画運営業務に係る質問票」と明記してください。）

メールアドレス：danjo@city.kyoto.lg.jp

ウ 受付期限

令和7年8月18日（月）午後5時まで

エ 回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえ、京都市情報館に回答を掲載します。（令和7年8月20日（水）予定）

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとしします。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) 応募・問合せ先

京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎地下1階

TEL：075-222-3091 FAX：075-366-0139

メールアドレス：danjo@city.kyoto.lg.jp

(7) その他

必要に応じ、提出書類の内容について電話等で確認する場合があります。

4 審査方法

(1) 受託候補者の決定

「女性デジタル人材育成及び就労支援業務受託候補者選定に係る評価基準」（別紙）に基づき、応募者からの提出資料をもって、以下の審査委員が採点を行います。

【審査委員】(4名) 京都市 文化市民局 共生社会推進室長、京都府 文化生活部 男女共同参画課参事、京都労働局 雇用環境・均等室長、京都商工会議所 総務部長

その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、最も点数の高い1者を選定します。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合がありますが、その場合は参加者に別途通知します。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行い、採点結

果が最低基準点数（５０点）以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、その団体を受託候補者とします。

(2) 審査結果の通知等

審査結果については、令和７年９月９日（火）までに郵送により全ての応募者に通知するとともに、各応募者の名称及び評価結果を京都市情報館に掲載します。

審査結果についての異議申立ては受け付けません。

5 契約の締結

選定された候補者については、契約条件について合意した後に契約を締結します。ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、候補者に次いで評価の高かった者を候補者として契約交渉を行います。

6 委託契約の詳細

(1) 契約上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

金１，６９０，０００円

(2) 委託費の支払条件

業務履行完了後に支払います。

(3) 特約事項

見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。

(4) 再委託の禁止

受託者が、委託者から事前に承諾を得ることなく、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めません。

(5) 契約保証金

免除とします。

7 その他重要事項

(1) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

(2) 見積金額が６(1)の契約上限額を上回る場合は、失格となります。

(3) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがあります。

(4) 受付期間の終了後における応募書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合の他は認めません。

(5) 応募書類は、返却しません。

(6) 応募者が、応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うものとします。

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。